

入札参加資格指名停止措置を行いました

公正取引委員会から独占禁止法に違反するとして告発された中津川市入札参加資格登録業者について、指名停止措置を令和6年6月19日付けで行いましたのでお知らせします。

■資格停止業者及び資格停止の期間

資格停止業者	所在地	資格停止の期間
(株) J T B 岐阜支店	岐阜県岐阜市吉野町6丁目1 6 大同生命広瀬ビル2F	令和6年6月19日から 令和6年10月18日(4カ月)
東武トップツアーズ(株) 伊那支店	長野県伊那市西春近2916 -1	令和6年6月19日から 令和6年8月18日(2カ月)

■概要

青森市が発注した新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法に違反する行為があったとして、令和6年5月30日に(株) J T B、東武トップツアーズ(株)に対し、公正取引委員会は独占禁止法違反の規定に基づき排除措置命令を行った。

このことは、中津川市の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2第4号(独占禁止法違反)にある「ただし、特に悪質であると認められるときは、当該区域外においても同様とする。」に該当するため、競争入札参加資格停止措置を行う。

なお、「東武トップツアーズ(株)」は課徴金減免制度適用事業者として公表されており、短縮した措置期間を適用する。

■根拠

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2第4号

排除措置要件	資格停止期間
本市の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の契約相手方として不適当であると認められるとき。 ただし、特に悪質であると認められるときは、当該区域外においても同様とする。	当該認定をした日から2月以上9月以内

お問い合わせ先

総務部 資産経営課 契約管財係 担当者：杉山
電話：0573-66-1111 (内線463)